

令和8年4月1日

## 人 事 院 事 務 総 長

「任用関係の承認申請等の手続について」の一部改正について（通知）

「任用関係の承認申請等の手続について（平成21年3月18日人企一537）」の一部を下記のとおり改正したので、令和8年4月1日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正後欄に掲げる標記部分に傍線を付した別紙で改正前欄にこれに対応する別紙を掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
任用関係の承認申請等は次の各項に掲げる申請等の場合に応じ、当該各項(2)に定める申請先等に提出して	任用関係の承認申請等は次の各項に掲げる申請等の場合に応じ、当該各項(2)に定める申請先等に提出して

行うものとする。

1 人事院規則 8—1 2（職員の任免）の運用について（平成 21 年 3 月 18 日人企一 5 3 2。以下「規則 8—1 2 運用通知」という。）第 9 条関係第 3 項の規定に基づく他名簿の認定申請の場合

(1) 提出書類

他名簿認定申請書（別紙 1 の 1 の様式による。）

(2) （略）

2 人事院規則 8—1 2（職員の任免）（以下「規則 8—1 2」という。）第 9 条第 4 項の規定に基づく特定機関における採用の支障の認定及び他名簿の指定の申請の場合

(1) 提出書類

他名簿指定申請書（別紙 1 の 2 の様式による。）

(2) 申請先

人事院事務総長

3 規則 8—1 2 第 1 2 条第 2 項の規定に基づく任命結果の通知の場合

行うものとする。

1 人事院規則 8—1 2（職員の任免）の運用について（平成 21 年 3 月 18 日人企一 5 3 2。以下「規則 8—1 2 運用通知」という。）第 9 条関係第 3 項の規定に基づく他名簿の認定申請の場合

(1) 提出書類

他名簿認定申請書（別紙 1 の様式による。）

(2) （略）

（新設）

2 人事院規則 8—1 2（職員の任免）（以下「規則 8—1 2」という。）第 1 2 条第 2 項の規定に基づく任命結果の通知の場合

(1) · (2) (略)  
4 ~ 10 (略)

(1) · (2) (略)  
3 ~ 9 (略)

|

別紙 1 の 1

他名簿認定申請書

文書番号  
令和 年 月 日

人事院事務総長  
人事院\_\_事務局長 殿  
人事院沖縄事務所長

申請者 .....

「人事院規則 8— 12（職員の任免）の運用について」第 9 条関係第 3 項の規定に基づき、試験機関が適当と認める他の名簿について、下記のとおり申請します。

記

- 1 名簿の名称
- 2 採用予定官職（職務の級及び職務内容）及び官職数
- 3 当該官職を志望する者が 5 人未満である事情その他申請を必要とする事情
- 4 採用予定時期

別紙 1

他名簿認定申請書

文書番号  
令和 年 月 日

人事院事務総長  
人事院\_\_事務局長 殿  
人事院沖縄事務所長

申請者 .....

「人事院規則 8— 12（職員の任免）の運用について」第 9 条関係第 3 項の規定に基づき、試験機関が適当と認める他の名簿について、下記のとおり申請します。

記

- 1 名簿の名称
- 2 採用予定官職（職務の級及び職務内容）及び官職数
- 3 当該官職を志望する者が 5 人未満である事情その他申請を必要とする事情
- 4 採用予定時期

別紙 1 の 2

(別紙を加える)

他名簿指定申請書

文書番号  
令和 年 月 日

人事院事務総長 殿

申請者 .....

人事院規則 8—12 第 9 条第 4 項の規定に基づき、採用の支障及び人事院が指定する名簿について、下記のとおり申請します。

記

- 1 採用予定の特定機関（規則 8—12 第 9 条第 4 項に規定する特定機関をいう。以下同じ。）の名称及び所在地
- 2 上記 1 の管轄区域（都道府県）
- 3 名簿の名称
- 4 採用予定官職（職務の級及び職務内容）及び官職数
- 5 採用の支障の具体的な状況及び上記 3 の名簿からの採用候補者を特定機関に属する官職に就けることを必要とする事情
- 6 採用予定時期

以 上